

西川町税外収入金督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例新旧対照表(第3条関係)

西川町後期高齢者医療に関する条例

(令和2年12月)

新	旧
<p>附 則 (延滞金の割合の特例) 第2条 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年 中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p>	<p>附 則 (延滞金の割合の特例) 第2条 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p>

西川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

(令和2年12月)

新	旧
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第11条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合は、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。))の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。))が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者</u></p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第11条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合は、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>33万円</u>を超えない世帯に係る納税義務者</p>

ア～カ (略)

- (2) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 28 万 5 千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

- (3) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 52 万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前 2 号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

附 則

1～4 (略)

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 5 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額(年齢 65 歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第 11 条の規定の適用については、同条中「法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第 703 条の 5 に規定する総所得金額(所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第 2 項第 1 号の規定によって計算した

ア～カ (略)

- (2) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33 万円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 28 万 5 千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

- (3) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33 万円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 52 万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前 2 号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

附 則

1～4 (略)

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 5 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額(年齢 65 歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第 11 条の規定の適用については、同条中「法第 703 条の 5 に規定する総所得金額」とあるのは、「法第 703 条の 5 に規定する総所得金額(所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第 2 項第 1 号の規定に

金額から 15 万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110 万円」とあるのは「125 万円」とする。

6～14 (略)

(所得割額に係る平成 22 年度以降の保険税の減免の特例)

15 当分の間、所得割額に係る平成 22 年度以降の第 28 条第 1 項第 2 号による保険税の減免については、同号中「該当する者(資格取得日の属する月以後 2 年を経過する月までの間に限る。)」とあるのは、「該当する者」とする。

よって計算した金額から 15 万円を控除した金額によるものとする。)」とする。

6～14 (略)

(平成 22 年度以降の保険税の減免の特例)

15 当分の間、平成 22 年度以降の第 28 条第 1 項第 2 号による保険税の減免については、同号中「該当する者(資格取得日の属する月以後 2 年を経過する月までの間に限る。)」とあるのは、「該当する者」とする。

西川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

(令和2年12月)

新	旧
<p>(特殊勤務手当) 第16条 (略)</p> <p>2 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>防疫作業手当</u></p> <p>3 前項の規定する特殊勤務手当を支給される職員の範囲及びその支給額は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>防疫作業手当は、町立病院に勤務する職員が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第2項及び第3項並びに町長がこれらに相当すると認める感染症(以下この号において「感染症」という。)が発生し、又は発生するおそれのある場合において、感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護又は感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事したとき、その従事した日1日につき290円を支給する。</u></p> <p>附 則</p> <p>1～14 (略)</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症に係る防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当の特例)</u></p> <p>15 <u>町立病院に勤務する職員が新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定するものをいう。以下同じ。)から町民等の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって規則で定めるものに従事したときは、第16条の規定にかかわらず、その従事した</u></p>	<p>(特殊勤務手当) 第16条 (略)</p> <p>2 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>3 前項の規定する特殊勤務手当を支給される職員の範囲及びその支給額は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>附 則</p> <p>1～14 (略)</p> <p>(新設)</p>

日1日につき3,000円(新型コロナウイルス感染症の患者の身体に接触して又は長時間にわたり新型コロナウイルス感染症の患者に接して行う作業その他町長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円)を支給する。

西川町社会体育施設条例の一部を改正する条例新旧対照表

(令和2年12月)

新						旧					
別表						別表					
1 町民グラウンド使用料						1 町民グラウンド使用料					
(表は省略)						(表は省略)					
2 町民体育館使用料						2 町民体育館使用料					
(1) 占用使用料						(1) 占用使用料					
		区分		使用の単位	使用料の額			区分		使用の単位	使用料の額
アリーナ	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を領収しない場合	児童生徒等のみが使用する場合	1面1時間当たり	300円	アリーナ	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を領収しない場合	児童生徒等のみが使用する場合	1面1時間当たり	300円
			上記以外の場合	1面1時間当たり	500円				上記以外の場合	1面1時間当たり	500円
		入場料を領収する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1面1時間当たり	1,000円		入場料を領収する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1面1時間当たり	1,000円	
			上記以外の場合	1面1時間当たり	1,500円			上記以外の場合	1面1時間当たり	1,500円	
	その他の催物に使用する場合		営利を目的としない場合	1面1時間当たり	2,000円	その他の催物に使用する場合		営利を目的としない場合	1面1時間当たり	2,000円	
			営利を目的とする場合	1面1時間当たり	6,000円			営利を目的とする場合	1面1時間当たり	6,000円	
走路	アマチュアスポーツに使用する場合		児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり	400円	走路	アマチュアスポーツに使用する場合		児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり	400円
			上記以外の場合	1時間当たり	1,000円				上記以外の場合	1時間当たり	1,000円

会議室・研修室	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり	200円	
	上記以外の場合		1時間当たり	400円	
	その他の催物に使用する場合	営利を目的としない場合	1時間当たり	1,000円	
		営利を目的とする場合	1時間当たり	3,000円	
健康・体力相談室	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を領収しない場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり	200円
		同上	上記以外の場合	1時間当たり	400円
	同上	入場料を領収する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり	600円
		同上	上記以外の場合	1時間当たり	1,200円

会議室・研修室	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり	200円	
	上記以外の場合		1時間当たり	400円	
	その他の催物に使用する場合	営利を目的としない場合	1時間当たり	1,000円	
		営利を目的とする場合	1時間当たり	3,000円	
トレーニングルーム・体力測定室	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を領収しない場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり	200円
		同上	上記以外の場合	1時間当たり	400円
	同上	入場料を領収する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり	600円
		同上	上記以外の場合	1時間当たり	1,200円
健康・体力相談室	その他の催物に使用する場合		営利を目的としない場合	1時間当たり	1,000円
	同上		営利を目的とする場合	1時間当たり	3,000円
健康・体力相談室	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を領収しない場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり	200円
		同上	上記以外の場合	1時間当たり	400円
	同上	入場料を領収する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり	600円
		同上	上記以外の場合	1時間当たり	1,200円

(2) 個人使用料

区分		使用の単位	使用料の額
アリーナ 走路	児童生徒等	1人1時間当たり	50円
	上記以外の者	1人1時間当たり	100円
トレーニングルーム・体力測定室		1人1回につき (1回につき2時間まで)	300円

(3) 附属設備使用料

区分		使用の単位	使用料の額
アリーナ	暖房	全器使用 1時間当たり	2,000円
		半器使用 1時間当たり	1,000円
ホール	冷暖房	1時間当たり	1,000円
会議室・研修室	冷暖房	1時間当たり	200円
健康・体力相談室	冷暖房	1時間当たり	200円
温水シャワー		1人1回につき	100円

3 町民体育館分館使用料

(表は省略)

(2) 個人使用料

区分		使用の単位	使用料の額
アリーナ 走路	児童生徒等	1人1時間当たり	50円
	トレーニングルーム・体力測定室	上記以外の者	1人1時間当たり

(3) 附属設備使用料

区分		使用の単位	使用料の額
アリーナ	暖房	全器使用 1時間当たり	2,000円
		半器使用 1時間当たり	1,000円
ホール	冷暖房	1時間当たり	1,000円
会議室・研修室	冷暖房	1時間当たり	200円
トレーニングルーム・ 体力測定室	冷暖房	1時間当たり	200円
健康・体力相談室	冷暖房	1時間当たり	200円
温水シャワー		1人1回につき	100円

3 町民体育館分館使用料

(表は省略)

